平成２１年（フ）第３８５号
福島市飯坂町平野字林添28番地
債務者　今出　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３９１号
福島市野田町７丁目12番30号　すがみハイツⅠ404
債務者　渡辺シゲ子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３４４号
茨城県つくば市高野台２丁目11番地６　ソレアードＴＳＵＫＵＢＡ301号
債務者　杉浦　和彦（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第７５７号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金826番地１　若葉グリーンハイツＤ―507
債務者　根津　雅和
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７７２号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目283番地の11
債務者　森　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７７９号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目２番地12　サンヴァリューみずほ203
債務者　沼倉　裕一
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８３号
埼玉県羽生市大字羽生1126番地２
債務者　大澤　崇之
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２５号
埼玉県比企郡小川町東小川４丁目18番地５
債務者　関根　雅弘
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５３５号
埼玉県深谷市畠山233番地１
債務者　田嶋　康弘
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５５４号
埼玉県本庄市万年寺３丁目９番12号
債務者　村杉　祐介
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５５６号
埼玉県深谷市上野台2185番地１　第２大谷ハイツ201号
債務者　多田　龍一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５６０号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見1330番地66
債務者　細井恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６３号
千葉県鴨川市西町1150番地　七五三田方、住民票上の住所千葉県南房総市千倉町平舘847番地５
債務者　山口よう子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第６４号
千葉県安房郡鋸南町中佐久間2252番地12
債務者　川﨑　俊昭
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第７７８号
川崎市多摩区登戸新町265番地　新和マンション102
債務者　箕輪　信行
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９９号
金沢市石引２丁目29番13号　Ｒ＆Ａ202号、従前の住所金沢市若草町３番21号　泉野グリーンマンションツインズⅡ番館108号
債務者　森本　勝伸
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６０９号
石川県かほく市秋浜イ６番地５、従前の住所金沢市米泉町４丁目46番地６
債務者　西村　紀子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
金沢地方裁判所